

指導監査改善報告書

法 人 名：(福)昌寿会  
事 業 所 名：特別養護老人ホーム ほづみ

項目	現状内容	改善目標	改善方針
施設会計	<p>(経理規程について)</p> <p>経理規程について、社会福祉法人会計基準省令（厚生労働省令第79号）に、一部、準拠していないので、是正すること。</p> <p>【根拠法令等：平成28年3月31日付「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」別紙「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」1 (4)】</p>	令和元年9月1日 遂行	準拠していない項目等を是正し、理事会にて承認をもらいます。(令和元年11月15日)  別紙添付
	<p>(積立金について)</p> <p>積立金について、貸借対照表（純資産）に「その他積立金」の名称で計上されているが、積立金を計上する際は、積立の目的を示す名称を付した勘定科目で計上すること。</p> <p>【根拠法令等：平成28年3月31日付「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」別紙「社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い」19】</p>	令和元年10月1日	貸借対照表「その他積立金」の名称は施設整備積立金と勘定科目で計上致します。

※上記改善状況に記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

指導監査改善報告書

法人名：(福)昌壽会  
事業所名：特別養護老人ホーム ほづみ

項目		改善状況	
施設会計		改善状況	
(賞与引当金について)	夏季賞与引当金（給与規程第17条「賞与は6月1日、12月1日在職する職員に対してそれぞれの基準日以前6ヶ月間の勤務成績に応じて支給）について、当該引当金は計上されているが、社会保険料等（事業主負担）が勘定されていないので、適正に計上すること。 【根拠法令等：厚生労働省令第79号（社会福祉法人会計基準；平成28年3月31日付）第5条及び経理規程第58条】	令和2年3月	夏の法定福利賞の旨勘算し 賞与引当金を計上すめとします。

※上記改善状況に記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

指導監査 改善報告書 2/2

## 経理規程

新

## 経理規程

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

(会計年度及び計算関係書類及び財産目録)

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

3 附属明細書として作成する書類は下図のとおりとする。

(1) 附属明細書  
3 附属明細書として作成する書類は下図のとおりとする。  
(1) 附属明細書

第4条

様式等	法人全般で作成する区分	法人全般で作成する区分
別紙3(①) 借入金明細書	○	別紙3(①) 借入金明細書
別紙3(②) 営業収益明細書	○	別紙3(②) 営業収益明細書
別紙3(③) 勘定金事業収益明細書	○	別紙3(③) 勘定金事業収益明細書
別紙3(④) 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書	○	別紙3(④) 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書
別紙3(⑤) 事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金) 繰高明細書	○	別紙3(⑤) 事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金) 繰高明細書
別紙3(⑥) 基本金明細書	○	別紙3(⑥) 基本金明細書
別紙3(⑦) 國庫補助金等特別預り金明細書	○	別紙3(⑦) 國庫補助金等特別預り金明細書
別紙3(⑧) 基本財産及びその他の固定資産の明細書	○	別紙3(⑧) 基本財産及びその他の固定資産の明細書
別紙3(⑨) 引当金明細書	○	別紙3(⑨) 引当金明細書
別紙3(⑩) 拠点区分資金取支明細書 ※	○	別紙3(⑩) 拠点区分資金取支明細書 ※
別紙3(⑪) 拠点区分事業活動明細書 ※	○	別紙3(⑪) 拠点区分事業活動明細書 ※
別紙3(⑫) 設立金・積立資産明細書	○	別紙3(⑫) 設立金・積立資産明細書
別紙3(⑬) サービス区分間繰入金明細書	○	別紙3(⑬) サービス区分間繰入金明細書
別紙3(⑭) サービス区分間貸付金(借入金) 繰高明細書	○	別紙3(⑭) サービス区分間貸付金(借入金) 繰高明細書

(注)該当する事由がない場合には、作成を省略することができる。

※ 介護保険サービス及び障害者福祉サービスを実施する拠点は、別紙3(⑩)を作成するものとし、別紙3(⑩)の作成を省略することができる。上記以外の事業を実施する拠点については、別紙3(⑩)が別紙3(⑪)のいずれか一方の明細書を作成するものとし、残る他方の明細書の作成は省略することができる。

第4条 3 附属明細書として作成する書類は下図のとおりとする。  
(1) 附属明細書  
(1) 附属明細書として作成する書類は下図のとおりとする。

(1) 附属明細書

様式等	法人全般で作成する区分	法人全般で作成する区分
別紙3(①) 借入金明細書	○	別紙3(①) 借入金明細書
別紙3(②) 営業収益明細書	○	別紙3(②) 営業収益明細書
別紙3(③) 勘定金事業収益明細書	○	別紙3(③) 勘定金事業収益明細書
別紙3(④) 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書	○	別紙3(④) 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書
別紙3(⑤) 事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金) 繰高明細書	○	別紙3(⑤) 事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金) 繰高明細書
別紙3(⑥) 基本金明細書	○	別紙3(⑥) 基本金明細書
別紙3(⑦) 國庫補助金等特別預り金明細書	○	別紙3(⑦) 國庫補助金等特別預り金明細書
別紙3(⑧) 基本財産及びその他の固定資産の明細書	○	別紙3(⑧) 基本財産及びその他の固定資産の明細書
別紙3(⑨) 引当金明細書	○	別紙3(⑨) 引当金明細書
別紙3(⑩) 拠点区分資金取支明細書 ※	○	別紙3(⑩) 拠点区分資金取支明細書 ※
別紙3(⑪) 拠点区分事業活動明細書 ※	○	別紙3(⑪) 拠点区分事業活動明細書 ※
別紙3(⑫) 設立金・積立資産明細書	○	別紙3(⑫) 設立金・積立資産明細書
別紙3(⑬) サービス区分間繰入金明細書	○	別紙3(⑬) サービス区分間繰入金明細書
別紙3(⑭) サービス区分間貸付金(借入金) 繰高明細書	○	別紙3(⑭) サービス区分間貸付金(借入金) 繰高明細書

(注)該当する事由がない場合には、作成を省略することができる。

※ 介護保険サービス及び障害者福祉サービスを実施する拠点は、別紙3(⑩)を作成するものとし、別紙3(⑩)の作成を省略することができる。上記以外の事業を実施する拠点については、別紙3(⑩)が別紙3(⑪)のいずれか一方の明細書を作成するものとし、残る他方の明細書の作成は省略することができる。

[ここに入力]

## 経理規程

(事業区分、拠点区分及びサービス区分)	
第6条	(事業区分、拠点区分及びサービス区分)
4 前項までの規定に基づき、当法人において設定する事業区分、拠点区分及びサービス区分は以下のとおりとする。	4 前項までの規定に基づき、当法人において設定する事業区分、拠点区分及びサービス区分は以下のとおりとする。
(1) 社会福祉事業区分	(1) 社会福祉事業区分
① 豊中グリーンヒル拠点区分	① 豊中グリーンヒル拠点区分
法人本部	法人本部
特別養護老人ホーム豊中グリーンヒル 短期入所生活介護事業	特別養護老人ホーム豊中グリーンヒル 短期入所生活介護事業
豊中グリーンヒルディサービスセンター 豊中グリーンヒルホームヘルパーステーション 老人介護支援センター	豊中グリーンヒルディサービスセンター 豊中グリーンヒルホームヘルパーステーション 老人介護支援センター
生計困難者に対する支援相談事業 豊中グリーンヒル診療所 豊中グリーンヒル居宅介護支援事業所	生計困難者に対する支援相談事業 豊中グリーンヒル診療所 豊中グリーンヒル居宅介護支援事業所
② ほづみ拠点区分	④ ほづみ拠点区分
特別養護老人ホームほづみ 短期入所生活介護事業	特別養護老人ホームほづみ 短期入所生活介護事業
ほづみディサービスセンター(一般型・認知症型) ほづみヘルパーステーション 生計困難者に対する支援相談事業 ほづみ診療所	ほづみディサービスセンター(一般型・認知症型) ほづみヘルパーステーション 生計困難者に対する支援相談事業 ほづみ診療所
(寄附金品の受入手続)	(寄附金品の受入手続)
第25条 寄附金を受け入れる場合には、会計責任者は寄附者に作成した寄附申込書に基づき、寄附者・寄附者・寄附金額及び寄附の目的を明らかにして理事長の承認を受けなければならない。	第26条 寄附金を受け入れる場合には、会計責任者は寄附者に作成した寄附申込書に基づき、寄付者・寄付金額及び寄付の目的を明らかにして理事長の承認を受けなければならない。
また、法人運営に重大な影響があるものは理事会の承認を得なければならない。	また、法人運営に重大な影響があるものは理事会の承認を得なければならない。
(小口現金)	(小口現金)
第29条 小口の支払いは、定期資金前渡制度による資金(以下「小口現金」という。)をもつて行う。 2 小口現金を渡ける場合には、出納担当者が、その必要性を文書により説明したうえで、会計責任者の承認を得なければならない。	第29条 小口の支払いは、定期資金前渡制度による資金(以下「小口現金」という。)をもつて行う。 2 小口現金を渡ける場合には、出納担当者が、その必要性を文書により説明したうえで、会計責任者の承認を得なければならない。

[ここに入力]

第 号議案

経理規程

附則

4 この規程の改定は、理事会の承認により平成29年4月1日から実施し、平成29年度会計年度より適用する。

附則

4 この規程の改定は、理事会の承認により平成29年4月1日から実施し、平成29年度会計年度より適用する。

平成 4 年 8 月 1 日 施行

平成 5 年 4 月 1 日 改定

平成 6 年 4 月 1 日 改定

平成 7 年 4 月 1 日 改定

平成 8 年 4 月 1 日 改定

平成 9 年 5 月 30 日 改定

平成 11 年 4 月 1 日 改定

平成 12 年 4 月 1 日 改定

平成 13 年 3 月 31 日 改定

平成 18 年 4 月 1 日 改定

平成 19 年 4 月 1 日 改定

平成 21 年 4 月 1 日 改定

平成 24 年 12 月 1 日 改定

平成 26 年 12 月 1 日 改定

平成 28 年 4 月 1 日 適及施行

平成 28 年 4 月 1 日 改定

平成 29 年 4 月 1 日 適及施行

平成 30 年 4 月 1 日 適及施行改定

令和元年 月 日 改定

平成 4 年 8 月 1 日 施行

平成 5 年 4 月 1 日 改定

平成 6 年 4 月 1 日 改定

平成 7 年 4 月 1 日 改定

平成 8 年 4 月 1 日 改定

平成 9 年 5 月 30 日 改定

平成 11 年 4 月 1 日 改定

平成 12 年 4 月 1 日 改定

平成 13 年 3 月 31 日 改定

平成 18 年 4 月 1 日 改定

平成 19 年 4 月 1 日 改定

平成 21 年 4 月 1 日 改定

平成 24 年 12 月 1 日 改定

平成 26 年 12 月 1 日 改定

平成 28 年 4 月 1 日 適及施行

平成 29 年 4 月 1 日 改定

平成 30 年 4 月 1 日 適及施行改定

【ここに入力】